

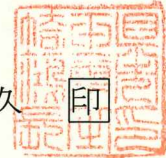
様式第9号（第9条関係）

一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可証

鴻環収運許第197号
令和4年6月1日

クリーンシステム株式会社
代表取締役社長 井古田 晃伸 様

鴻巣市長 原口 和久



令和4年6月1日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定に基づき、次のとおり許可する。

種 別	可燃物・特定家庭用機器
許可期間	令和4年6月1日から 令和6年3月31日まで
許可条件	(1) 本市の一般廃棄物の処理計画に従い、ごみの減量化及び再資源化に努め、生活環境保全のため本市の指示に従うこと。 (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及びその他関係法令を遵守すること。 (3) 「埼玉中部環境センター」及び「小針クリーンセンター」の搬入ルールを遵守すること。 (4) 許可条件に違反した場合は許可を取り消すこともある。